

No.	質問	回答
1	通算在留期間の延長に関する措置の適用については、いつの介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の結果で判断されるのか。	1号特定技能外国人が5年の通算在留期間に達する前の最終年度为国家試験（以下「5年目の国家試験」という。）の結果で判断される。
2	通算在留期間に達する前の最終年度为国家試験においては、前年度までの国家試験においてすでにパート合格をしている場合であっても、全パート受験しなければいけないのか。	<p>令和8年1月21日通知に基づき、在留期間更新の申請を行う場合、5年目の国家試験の結果において、1パート以上合格し、かつ、総得点に対する合格基準点の8割以上の得点があることが求められるため、不合格パートのみの受験ではなく、全パート受験されたい。</p> <p>※ 4年目にパート合格、5年目に全パート受験した場合の取扱いは以下の通り。</p> <p>（ア）4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、Bパート・Cパートを合格した場合 ⇒ A～Cパートのいずれも合格していることから、国家試験に合格した扱いとなり、在留資格「介護」への変更が可能。</p> <p>（イ）4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、5年目の国家試験の結果がBパートのみ合格、かつ総得点に対する合格基準点の8割を満たす場合 ⇒ Cパートに合格していないため、国家試験に合格した扱いとはならないが、令和8年1月21日通知の基準を満たすことから、令和8年1月21日通知に基づく手続を行うことができる。</p> <p>（ウ）4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、5年目の国家試験の結果がBパートのみ合格、かつ総得点に対する合格基準点の8割を満たさない場合 ⇒ Cパートに合格していないため、国家試験に合格した扱いとはならず、また令和8年1月21日通知の基準も満たしていないため、通算在留期間の延長も不可。</p>
3	1号特定技能外国人支援を登録支援機関に委託している	登録支援機関に1号特定技能外国人支援を委託している場合は、登録支援機関の支援責任者を記

	場合、学習計画の「支援責任者」は、登録支援機関の支援責任者で問題無いか。特定技能所属機関において新たに支援責任者をたてるべきか。	載いただきたい。 また、その場合別紙様式1の支援責任者の施設名については、法人名の記載で問題ない。
4	1号特定技能外国人支援を登録支援機関に委託している場合、確認依頼書の提出は登録支援機関から行えばよいか。	確認依頼書については、特定技能所属機関（特定技能外国人と雇用契約を結んでいる施設・事業所等）においてとりまとめて厚生労働省に郵送いただきたい。
5	本措置は在留資格「特定技能1号」に係る在留申請のみが対象か。	お見込みのとおり。「特定技能1号」以外の在留資格（「技能実習」や「特定活動」（EPA介護福祉士候補者）など）に係る在留申請は本措置の対象としない。
6	国家試験の結果が出る前に在留期限を迎える場合はどのようにすればよいか。	介護分野の1号特定技能外国人は通算在留期間を経過して「特定技能1号」の在留資格で在留することはできないが、帰国後に国家試験の結果が通算在留期間の延長に関する条件を満たすことが判明し、かつ、令和8年1月21日通知の要件をすべて満たす場合には、通算在留期間の延長が可能であるため、厚生労働省に対し要件の確認依頼を行い、その結果を踏まえ、地方出入国在留管理局へ通算在留期間の延長に係る申請を行われない。 なお、帰国日から1年以内に入国する場合のみ本措置の対象となるため、厚生労働省及び地方出入国在留管理局への申請については速やかに行われない。
7	国家試験の結果が出た直後に在留期限を迎える場合はどのようにすればよいか。	令和8年1月21日通知に基づく在留期間更新申請は、対象者の在留期限が到来する前に申請する必要があることから、令和8年1月21日通知に定める厚生労働省への要件の確認手続については国家試験の合格発表後直ちに行われない。 また、特定技能所属機関においては、合格発表前に学習計画の策定をするなど、事前に確認依頼書類の準備をお願いしたい。 ※

		<p>地方出入国在留管理局への在留期間更新の手続きを行う前に在留期限を迎える場合、Q &amp; Aの2同様、「特定技能1号」の在留資格で在留することはできないため、帰国後に厚生労働省及び地方出入国在留管理局への申請を行われたい。</p>
8	<p>「帰国後に厚生労働省及び地方出入国在留管理局への申請を行われたい。」とあるが、結果確認通知書は、帰国後の海外現地住所に送付されるのか。</p>	<p>結果確認通知書の海外への発送は行わない。別紙様式1の返送先住所は、国内の特定技能所属機関又は登録支援機関の住所を記載いただきたい。</p>